

我孫子市公契約条例に関する特記事項

(労働者等の賃金等の支払)

第1条 我孫子市公契約条例(平成27年条例第1号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する受注者(以下「受注者」という。)及び同条第4号に規定する受注関係者(以下「受注関係者」という。)は、同条第5号に規定する労働者等(最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条に規定する者を除く。以下同じ。)(以下「労働者等」という。)に対し、水道事業管理者が定める額(以下「労務報酬下限額」という。)以上の賃金等(条例第2条第6号に規定する賃金等をいう。以下同じ。)を支払わなければならない。

(受注者の連帯責任)

第2条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

(受注者の責務)

第3条 受注者は、受注関係者について社会保険の加入状況を確認し、社会保険に加入していない者(社会保険の適用が除外される者を除く。)がある場合は、社会保険の加入について指導又は助言を行うものとする。

- 2 受注者は、受注関係者に対し、当該下請契約が条例の適用を受けることを説明しなければならない。
- 3 工事又は製造の請負契約に係る受注者は、下請契約をする場合において、見積書における法定福利費の内訳を明示させるよう努めるとともに、社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結するよう努めるものとする。
- 4 受注者及び受注関係者は、条例第10条の規定による申出をしたことを理由として、当該申出をした労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 受注者が下請契約をした場合において、受注関係者は、条例第11条第2項の規定による報告若しくは資料の提出の求め、又は立入検査に協力しなければならない。
- 6 受注者及び受注関係者は、労働者等について市民雇用に努めるものとする。

(台帳の作成及び報告)

第4条 受注者は、条例第8条第1項に規定する台帳を作成して事業所に備えるとともに、その記載事項について、労働基準法(昭和22年法律第49号)第108条に規定する賃金台帳(条例第2条第5号ウに規定する者に公契約に係る業務を行わせる場合にあつては請負契約書)の写しを添えて、我孫子市水道局の所管に係る我孫子市公契約条例施行規則(平成28年規則第2号。以下「規則」という。)で定める期日までに水道事業管理者に報告しなければならない。

- 2 受注関係者が条例第8条第1項に規定する台帳の作成及び備付け並びに水道事業管理者に対する報告(以下この項において「報告等」という。)を同条第2項の規定により自ら行うことを希望するときは、当該受注関係者は、規則で定めるところにより、当該報告等を行うことができる。

(労働者等への周知)

第5条 受注者は、条例第9条各号に掲げる事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は書面を交付しなければならない。

- 2 受注者及び受注関係者は、労働者等に対し条例第10条の申出について周知しなければならない。

(立入検査等)

第6条 水道事業管理者は、条例第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、受注者に対し、必要な

報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、受注者の事業所に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件が分かる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 水道事業管理者は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入検査の結果、必要があると認めるときは、受注関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、受注関係者の事業所若しくは作業所等に立ち入り、労働者等の労働条件若しくは契約条件が分かる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることについて、協力を求めることができる。

(是正命令)

第7条 水道事業管理者は、前条の規定による報告若しくは資料の提出又は立入検査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対し、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(是正報告)

第8条 受注者は、前条の規定により必要な措置を講ずることを命じられた場合には、水道事業管理者が指定する期日までに是正の措置を講ずるとともに、水道事業管理者に報告しなければならない。

(公契約の解除等)

第9条 水道事業管理者は、受注者又は受注関係者が条例第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該公契約を解除すること（当該公契約が指定管理協定であるときは、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。以下「公契約の解除等」という。）ができる。

2 水道事業管理者は、前項の規定により公契約の解除等をした場合において、受注者及び受注関係者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(公表)

第10条 水道事業管理者は、条例第15条の各号のいずれかに該当するときは、受注者又は受注関係者に意見を述べる機会を与えた上で、規則で定めるところによりその旨を公表するものとする。ただし、条例第15条第1号又は第3号に該当する場合で、当該受注者又は受注関係者が水道事業管理者が指定する期日までに是正の措置及び報告をしたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第11条 受注者は、第9条第1項の規定による公契約の解除等により水道局に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、水道事業管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(違約金)

第12条 水道事業管理者は、第9条第1項の規定により公契約の解除等をした場合は、違約金を徴収することができる。